

平成27年4月1日

ETCコーポレートカードご担当者様

協同組合 企業情報センター  
本部事務局

## 大口・多頻度割引激変緩和措置の延長についてのお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当組合事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、大口・多頻度割引の激変緩和措置については、平成26年4月1日より平成27年3月末までの予定で実施しておりましたが、この度道路会社より平成28年3月末まで実施期間が延長されることになりましたので、お知らせ致します。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 【平成27年4月1日以降の車両単位割引内容】

車両1台ごとの1ヶ月の割引対象額	割引率
5,000円を超え、10,000円までの部分	10% (※20%)
10,000円を超え、30,000円までの部分	20% (※30%)
30,000円を超える部分	30% (※40%)

※ ( ) 内は、激変緩和措置の割引率 (措置期間は平成28年3月末まで)

以上